



私たちは境界を大切にします



2003. 8. 第 7 号

・ 発 行 ・

社団法人

徳島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会企画開発部

徳島市出来島本町 2 丁目42番地 5

TEL 088 - 623 - 7275 FAX 088 - 623 - 7276

8 支所 総社員数130名

[ホームページ] <http://www.infoeddy.ne.jp/koushoku/>

[電子メール] koushoku@mb.infoeddy.ne.jp

[メーリングリスト] kaigi@mb.infoeddy.ne.jp



公嘱業務報酬額表について(お願い)

平素は、当協会並びに公嘱制度に対しまして深いご理解とご活用をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成15年8月1日より土地家屋調査士法の一部改正が施行されますが、その一つとして法務大臣による認可報酬制度(以下「一般報酬額表」という)が廃止されることになりました。これにより、これまで一般報酬額表の80%を基準として中央用地対策連絡協議会(以下「用対連」という)が制定してきた公嘱業務報酬額表が見直されることになり、平成15年3月31日の用対連理事会において「従来の公嘱業務報酬額表は廃止する。報酬の算定基準が示された場合は新たな基準を制定するが、それまでの間は従来の委託実績により積算する」との決議がなされました。

これを受けて、当協会が加盟する全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という)では、用対連に対しまして積算のための資料提供を行っているところですが、一般報酬額表が平成7年から一度も値上げの認可を受けていないことから公嘱業務報酬額表も従来と大きく変わるところはないと予想されますものの、新基準制定までには今暫くの時間を要するものと思われます。

つきましては、発注官公署の皆様には用対連の新公嘱業務報酬額表が制定されるまでの間は、これまで運用してきた公嘱業務の報酬額を基準として当協会との契約に望んでいただけますようお願い申し上げます。

今日のような経済状況下におきましても、全国的に公嘱協会の活用度は年々増え続け公共事業の円滑化と登記行政の明確化に寄与しております。その第一が土地家屋調査士法により規定された公嘱登記を専門に扱う唯一の公益法人であることです。これにより、個人事務所にはない責任の永続性と損害賠償の保障体制が確立され、官公署が安心して発注できる組織が整いました。私どもの監督官庁であります法務省が毎年、各官公署に対して公嘱協会の活用を推進しているのも、ここに大きな根拠があります。

当協会も県下各地に多くの土地家屋調査士を配置し、これまで数々の実績をあげてまいりました。特に、個人事務所では決してできなかった大規模な事件処理や地図訂正などが、公嘱協会が組織的に取り組む法務局と協議することによって解決できた事件が数多くあることは特筆すべきことです。

どうか、今後とも公嘱協会をご活用下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

理事長 山本 正

観測方式による比較

座 標 リ ス ト			
点 名	3-1	X	Y
スタティック方式		110994.353	105579.703
VRS方式		110994.347	105579.691
差		+0.006	+0.012
点 名	3-2	X	Y
スタティック方式		110790.232	105358.788
VRS方式		110790.231	105358.764
差		+0.001	+0.024
点 名	3-3	X	Y
スタティック方式		110791.054	105722.352
VRS方式		110791.041	105722.332
差		+0.013	+0.020
点 名	4-16	X	Y
TS方式		110765.809	105631.756
キネマティック方式		110765.806	105631.757
VRS方式		110765.783	105631.760
差=TS-VRS		+0.026	-0.004
点 名	4-9	X	Y
TS方式		110762.704	105563.964
キネマティック方式		110762.703	105563.969
VRS方式		110762.677	105563.948
差=TS-VRS		+0.027	+0.016
点 名	4-10	X	Y
TS方式		110762.407	105499.539
キネマティック方式		110762.407	105499.540
VRS方式		110762.384	105499.517
差=TS-VRS		+0.023	+0.022
点 名	4-11	X	Y
TS方式		110772.943	105437.718
キネマティック方式		110772.947	105437.720
VRS方式		110772.950	105437.717
差=TS-VRS		-0.007	+0.001
点 名	4-5	X	Y
TS方式		110847.534	105429.773
キネマティック方式		110847.537	105429.776
VRS方式		110847.508	105429.756
差=TS-VRS		+0.026	+0.017
点 名	4-4	X	Y
TS方式		110854.929	105482.205
キネマティック方式		110854.927	105482.211
VRS方式		110854.910	105482.183
差=TS-VRS		+0.019	+0.022
点 名	4-3	X	Y
TS方式		110886.493	105521.694
キネマティック方式		110886.496	105521.701
VRS方式		110886.481	105521.665
差=TS-VRS		+0.012	+0.029

GPS測量VRS方式 国土調査地区の境界復元に活躍できるか!?

用語解説

スタティック

三脚などにGPSアンテナを固定し、数分から数時間連続観測を行う方法で、後処理(解析)が必要です。短時間(5〜20分程度)のものを短縮(ラビット)スタティックとも呼びます。

キネマティック

移動体に取り付けたアンテナで、一定時間間隔の位置のデータを連続的に計測する方法で、後処理(解析)が必要です。日本ではボールなどに取り付けたアンテナで、特定の位置を数秒観測する方法(ストップ・アンド・ゴー)を指す場合が多いようです。

R T K

リアルタイム・キネマティックの略で、基準局のデータ無線などを利用し移動局へ転送します。そのデータを基に移動局側で瞬時に解析処理を行い位置を特定する方法です。測量用GPSで唯一、その場で位置を出せる方法とも言えるでしょう。移動局側で位置が特定できるので、杭打ち・縦横断面量などに使用されます。

トータルステーション(T S)

測定点の鉛直角・水平角・距離の3要素を同時に測定し、測定値を電子的データとして出力または保存する機能を有する電子光学測量機です。



観測風景



観測風景
小雨の降る中、熱心に観測する社員達

VRS方式による観測研修を終えて

今回は、「VRS方式による観測」とは、どのようなものであるかという未知なるものへの好奇心から、これを取り上げ特集することになりました。

まずは、VRS方式に必要な機材を使って、実際にフィールド(小松島市和田島町)で体験することにしました。

そこで、既存の観測点(スタティック方式等で既に観測を終えている測点)を使って観測したところ、左のような比較表を得ることができました。

この比較表にあるVRS方式とは、観測時間約10秒程度、三脚を据えずに2mボールにより観測しており、スタティック方式等のように三脚設置により得られた座標値ではなく、又衛星状況等も違うため単純には比較できないものです。

しかし、この比較表では、水平位置3〜4cmのなかにあり研修結果としては良好であるといえます。

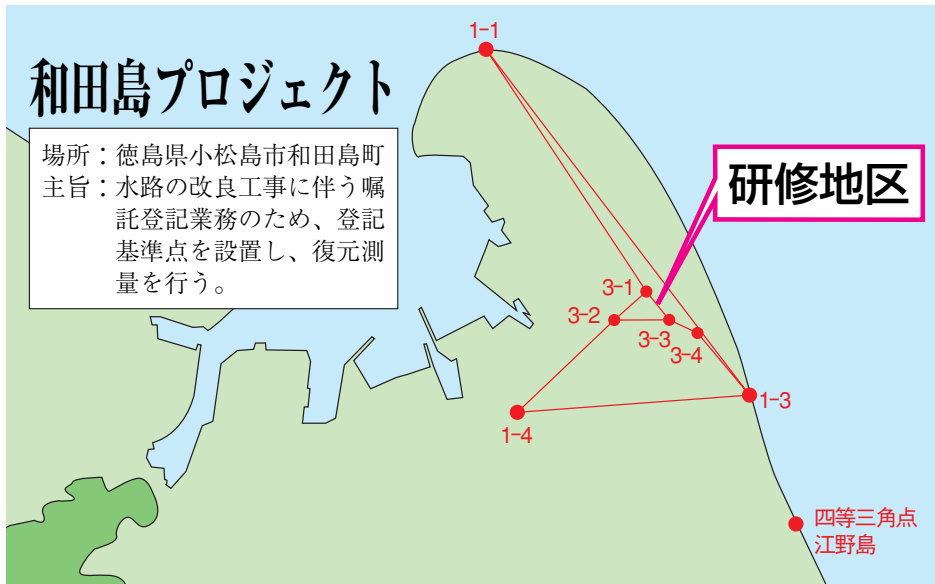
最後に、このVRS方式による観測研修の結果から、今現在VRS方式によって登記基準点及び準拠点の設置であるとか境界測量に単純には利用できませんが、さらに技術が進み、精度管理をどのように行なうなどの作業マニュアル等の整備ができれば、費用対効果を考慮した上でVRS方式という観測手法の選択も可能となるに違いありません。



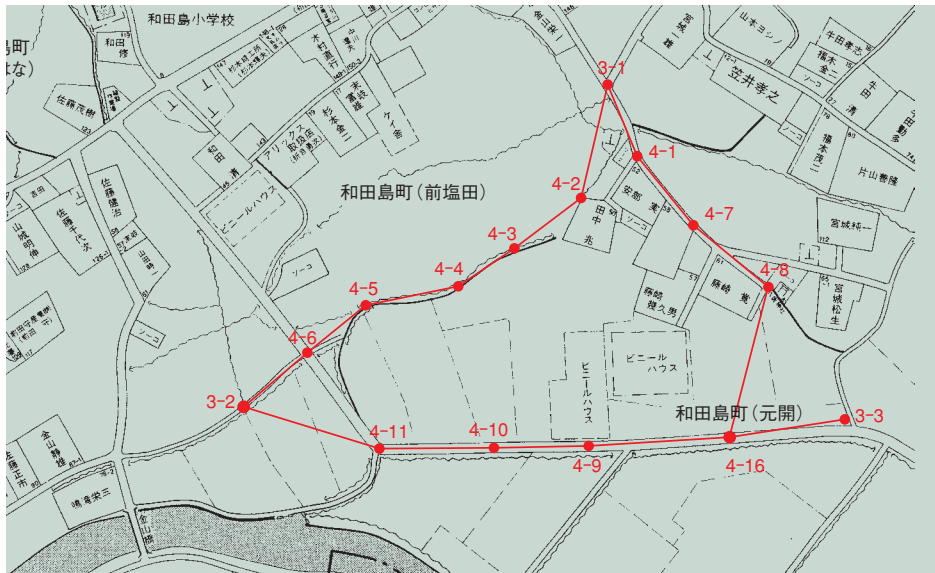
体感VRS方式
小雪が舞い、冷え込み
厳しい夕暮れ時、熱心
に見入る。

広報紙「杭」編集メンバー

高野 社員
葛原 社員
石川 社員
井上 社員
百木 社員
柿本 社員

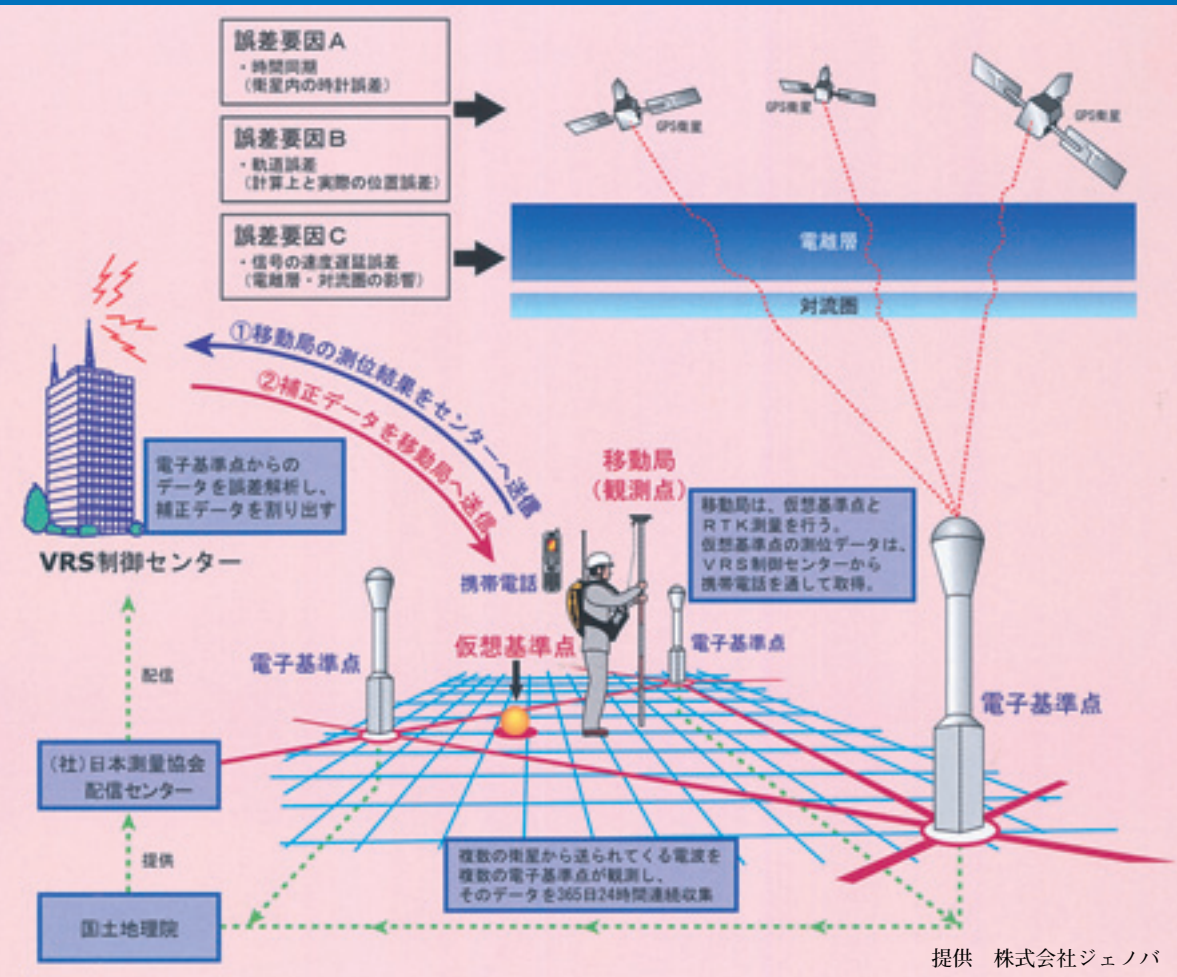


登記基準点網図(1級相当・3級相当)



登記基準点網図(3級相当・4級相当)

〔VRSの概念図〕



■VRS

VRS(Virtual Reference Station)は、従来の技術では避けようの無かった“GPS測位におけるデータの誤差”を、広域で補正する方式です。これにより、誤差数センチという高精度の位置情報データを、24時間得ることができるようになりました。

■GPS測位における誤差要因

GPS測位を行う場合、衛星からの信号は地上の受信機に届くまでに、自然条件(対流圏・電離層)の影響や衛星自体(時間同期・軌道誤差)の問題により「遅れ」や「乱れ」が生じ、地上での観測データに「誤差」が発生します。

■VRSによる誤差補正の概略

VRSは、このような誤差を補正するための方式です。電子基準点の座標は、GPS基準点測量で、十分な解析の元、正確に求められています。一方、様々な誤差要因により、通常、リアルタイムで取得した電子基準点の座標値は、電子基準点の正規座標値と若干食い違います。VRSは、電子基準点で取得しているリアルタイムデータと正規座標値とを24時間比較解析し、その誤差を解消した補正データの送信を行うシステムです。リアルタイムデータ対応の電子基準点に囲まれたエリア内であれば、携帯電話網を使って、全国どこ現場でも、補正データのサービスをご提供することが可能です。

■概略手順

- ①ユーザーは、GPSの単独測位で自分の位置を測位し、携帯電話を通じて、その情報をVRS制御センターに送信します。
- ②VRS制御センターでは、常時、国土地理院基準点から送られて来るデータ(24時間連続収集)を解析して、軌道誤差や対流圏・電離層誤差をシミュレートしています。そして、ユーザーから送信されてきた測位情報に基づいて、その近傍に、仮想基準点を設定し、シミュレートの結果、誤差を消去した補正データを配信します。
- ③この「仮想基準点」と移動局間で、RTK測量を行うことにより、精度の高いリアルタイム測位が実現するので

プレゼント付きクイズ ●——ナンスケ——●

●ルール●

- ① 明かされているナンバーを全部、壁面の中に入れます。
- ② ナンバーの入る方向は、上から下、左から右のどちらかです。
- ③ 1マスに1つの数字が入ります(5ケタのナンバーなら5マス空いているところに入ります)。

●考え方●

例題では、1つしかない5ケタのナンバーがすぐに入ります。次に入るのは、一の位が1の3ケタのナンバー。あとは簡単に入っていきます。このように、確実に決まるところから進めていきましょう。右の問題では、4ケタのナンバーの一・千の位に注目。

●例題●

213	2132
221	3113
333	3323

●答え●

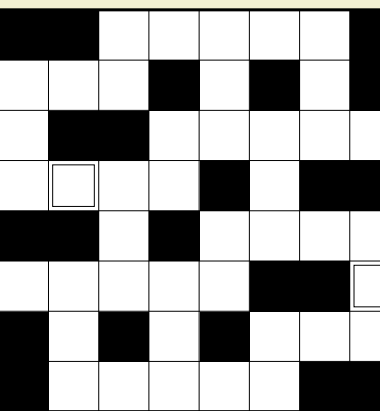
2	1	3	2
2	1	3	2
1	2	3	2
3	3	2	3

5

12321

分りやすいルールで人気のパズルです。数字を使いますが、面倒な計算は一切不要。注意力と観察力があれば必ず解けますよ。

2	3	4	5
46	467	764	4568
55	558	768	57585
68	577	795	68876
74	668	855	76854
	697	878	



懸賞問題

二重枠に入った数字の合計はいくつになるでしょうか?

【応募方法】

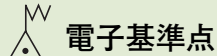
はがきに解答と、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記の上、〒770-0823 徳島市出来島本町二丁目42-5、公嘱調査士協会クイズ係へ。締め切りは9月末日(必着)。正解者の中から抽選で10人に図書券をお贈りします。

電子基準点って何?

電子基準点は、地上約2万kmの高さを周回するGPS衛星が発信する電波を受信し、この地点の位置を観測するための施設です。受信データは、つくば市にある国土地理院に毎日転送しています。

この受信データは、土地の測量、地図の作成、地震・火山噴火予知の基礎資料に利用されています。

平成9年4月1日に実施された図式の一部改正により、2万5千分の1地形図等の地図の記号に新たに電子基準点が加えられました。



写真は、富田中学校敷地内の電子基準点。

徳島県の電子基準点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
阿 南 1	阿南第一中学校	日 和 佐	国土交通省徳島国道工事事務所日和佐国道出張所
徳 島 吉 野	吉野町立柿原小学校	徳 島 海 南	南阿波ピクニック公園
徳 島 島	徳島市立富田中学校	鳴 門	鳴門市立鳴門第一中学校
美 馬	美馬町立美馬中学校	三 好	三好町立給食センター
山 川	山川町総合スポーツ運動場	上 那 賀	那賀高等学校平谷分校
山 城	山城町塚塚高原ふれあい広場	佐 那 河 内	佐那河内村立佐那河内中学校
上 勝	上勝町旭農村公園	木 屋 平	木屋平村立木屋平中学校
一 宇	剣山スキー場	東 祖 谷 山	東祖谷山村立東祖谷中学校
阿 南 2	阿南市立椿保育所		

歴代理事長座談会①

協会設立当初までの経緯

昭和六十年公嘱協会設立以来、理事長三代目を迎え、歴代三人の理事長による座談会を開催致しました。初代菅沼眞澄氏、二代目川原睦久氏、三代目山本正氏にお集まりいただきました。

協会設立前夜

司会 それでは、まず協会設立に当たりましての、その前身でありますところの委員会の下りから、協会設立の過程についてお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

菅沼 徳島県公共嘱託登記委員会という名称で、司法書士会と一緒に組織して、当時は仙石一さんが会長を務めておりました。その登記委員会なるものが全国的に昭和四十六年組織され、約十三年程の歴史が既にあるということです。

川原 それ以前には受託団という組織がありました。

山本 受託団は、各市町村とい



いますか各支部単位で徳島受託団とか、そういうものがあつたと思います。そこで司法書士と

で、単に個人との契約であれば、発注者側に支障といえますか、不安がありますから、その受け皿として法人格はないけれども、会員が寄って作っている委員会がありますよということが必要であり、委員会というものを受け皿として発注者側に対する一種のジェスチャーといえますか、それで出来たのでしょうか。

川原 それから考えてみますと、日司連なり日調連なりが、将来の法人格を具備するという一つの戦略で全国的にそういう委員会を作るといふ、そういう政策をやったとしか考えられせんね。

山本 それにしては、時間がかなり過ぎていますね。

川原 それは法律を改正して、法人格を具備するような団体を作るとなると、実際はやると思えば法律は十年はかかりますからね。だから実質的にそういう実績を作る必要があつたのかも知れせんね。

司会 いずれにしても、協会設立の十三、十四年程前から、設立に向けてと申しますか、全国的な動きとしての委員会というもの設立され、それが活動していくに従って段々と需要が高まってきて、割の悪い仕事であ

るとか、片手間ですとか、そういう仕事ではもう既になくなっていったということですね。

川原 そうですね。協会受注当初も、あまり積極的に受託するという意識は、会員の中には少なかつたように思います。だけど、やはり委員会制度の時に、発注者側からの発注も段々と増えて、受託の機会も増えてきて、それと相まって発注者側から、やはり法人格がない団体と契約を渋山していくについて

は、官公署の側から言えば、やはり具合が悪いという声が非常に高くなつたというのも言えると思います。だからその状態では、徐々に受託高が伸びてきていながら、グッと伸びるという要素に欠ける面があつたのではないかと思います。我々の側も、発注者側の要望も、自主的にそういう法人格を持った受託団体が法制化されるという必要性が出来てきたという、それが協会の設立に結び付いていったと思います。先に協会を作っているのではなくて、事実関係がそういうような情勢になつてきて、その実際の状況に応じて、法務省も法制化していくという方向に動いてきたのではないかと、私は想像しております。

司会 そういう機能が段々と整

って、昭和六十年の十二月七日をもって、徳島県でも協会が、いよいよ設立をするに至つたところですか。

全員 そうですね。

協会設立の意義

司会 それでは次に、いよいよ協会が出来上がりました、それ以降におきましての歩みですけれども、十七年半のうちの前半十年を振り返られてどういうような、状態であつたのかと

けれども、やはりこの法人というのが大きかつたと思います。

菅沼 今、山本先生が言われましたように、従来の嘱託登記委員会は、もし事故があつた場合の賠償問題など何も決めていませんでしたけれども、今度の公嘱協会は、そういうものを大きな一つの項目に入れて定款の中にも入っています。これも一つの大きな特徴です。委員会から公嘱協会になりましたが、今までの委員会は、こういう損害に対する賠償の制度もなければ、また法人格がないので、契約をするにも適格を欠いて個々に契約している状態でした。

川原 まず一番には、受け皿として公益性がある団体で、尚且つ、契約上支障がない、官公署の側からみて、会計制度からみて支障がないというような形を法的に整える、そしてその業務の内容に信頼がおけて、法的な責任が持てるという体制を作るために、発注する官公署の側にもプラスになるし、受託する協会側にもやはりバックボーンが出来て、責任を持った業務が出来るという体制を作るためにこの協会が設立されたと思いま

す。それが一番最初の、今も協会の存在理由というのはそこにあるわけです。

山本 我々の資格というのは個人の一身で、その人が病氣とか死亡とかしますと、もうそれで終わってしまいますけれども、法人というのは永続性があります。こういう安定した所と、やはり官公署は量も多いし規模も大きいですから、契約する対象として必要とされました。勿論、損害賠償とかもありますけ



2代目理事長
川原 睦久氏

平成7年6月就任
平成13年8月退任



3代目理事長
山本 正氏

平成13年8月就任
現理事長

と思います。トレース作業とかありましたし、そして十九条の問題もありましたけれども、測量図に職印を突く突かないということ、もの凄く皆の反発がありました。それで調査士は、やはり境界立会をしなければいけないというのと、やはり官公署のことを思つてやらなければいけないというのと……。

川原 委員会の時代も協会が設立されてからも、コロリと変わったのではなくて、当初は変わったのではなくて、当初は変わりはなかつたわけです。というのは、業務そのものが手間仕事みたいな形で、官公署が困つたものとか、そういうものは「やってくれるかあ」というような、官公署の側から言いますと、そうでした。我々の側から言いますと、「受託団があるので発注してください」と役員が行けば、会員も積極的に受託したいという意識が少なかつたもので、それから、発注してくれと頼んで、役員が後始末をするという

ようなことが圧倒的に多かつたと思います。それで例えば仙石さんなどは、言い方は悪いかも知れませんが、尻拭きをしてきたという、協会の設立した当初の時もやはり一緒に、協会が出来たのでというPRをしながら意識としては前の委員会とあまり変わりなく官公署の方

も即理解したわけではありませんでした。と、いって、発注されると配分という問題がありまして、配分しますと、この業務の納品をした結果クレームがついたりして、その後拭いとい

ま、それは話に行つた役員が

いつもしているということ、一生懸命動けば動くほど、仕事は他に配分しなければいけないし、後始末はしなければいけないという、役員はそういう損な役回りもしたと思います。そういうことを何年かしてきて、官公署の方も、いわゆる発注受け皿として協会というもののメリットといえますか、そういうものを段々と認識しだして、そして発注も増えてきたということだと思います。当初は委員会の時とあまり発注者側も変わらなかつたと思います。

菅沼 それと公嘱事件が、あまり調査士が重きに置いていないので、調査士各自の事件の割合にしても公嘱事件はほんの僅かでした。今はそうでない人も沢山いると思います。公嘱事件が半分を占めている人もいます。うかがいませうけれども、その当時は、あまり公嘱事件は重きに置いていませんから、調査士の全体の収入に対しても僅かで、件数も少なかつたです。

司会 そうしますと、昭和六十年設立当時の実績はどうですか。

菅沼 数千万円という単位でし

かなかつたです。六十二年の頃には、徳島市が三〇〇万、雇用促進事業団が三〇万、全体の収入が四〇〇〇万位でした。

山本 平成四、五年までかかつてやつと一億円に到達しました。徳島市は未登記処理が議会で問題になりまして、ちょうどバブルで地価も上がつてきたのに、個人の人が寄付しているのに税金が高いというようなことがありまして議会で採めて、そして一回、徳島市内の人達はその凄く仕事を処理をしたことがあります。